

司法分野における社会福祉士の関与の在り方を考える学習会 ～応用編～

北海道社会福祉士会道北地区支部
旭川市自立支援協議会司法部会入口支援チームリーダー
富田 佳佑



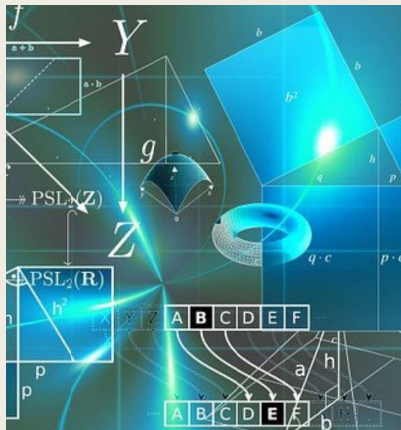
入口支援チームとは？

- いわゆる「入口支援」に係る支援体制について協議・検討するチーム
- 参加メンバーは、検察庁・弁護士・相談支援・保護観察所・定着など
- 話題によっては警察などの他機関が参加することもある
- 概ね2～3ヶ月の間隔で3年間活動してきた

課題整理の中で見えてきたトピック

- どんな事件が来るか分からない怖さ
- 犯罪や刑事裁判という重たい案件に関わることによる疲弊感・ストレス
- 刑事裁判のスピード感 = 普段の支援と異なるシチュエーション
- 事件に関わることによる責任や所属組織との関係性

大きな方向性



- チームアプローチの姿勢を基本とする
- インテークの段階で断る余地を残す
- 所属組織との関係性を考慮し、本人もしくは家族による経済的負担が発生する可能性を留保する
- 仕組みの継続性・公平性を担保するために、支援体制の在り方について一定のルールを設定する

イメージ

- 司法部会に支援依頼が持ち込まれる
- 事務局から司法部会コアメンバーに受任の可否を打診する
- 受任可となった場合、具体的な支援チームを構成し、支援に当たる
- チームメンバーは適宜追加することができる

要綱その1（チームの構成）

- 1 支援チームは旭川市自立支援協議会司法部会長、同部会入口支援チーム及び出口支援チームの各リーダーによって構成する。
- 2 支援チームは、業務の具体的内容に応じ、適切と思われる者を構成員として追加選任することができる。



要綱その2 (対象者)

- 1 触法障がい者に対し捜査から判決確定までの間に実施される支援（以下「入口支援」）につき、支援チームが第2条第1号及び第3号の業務を実施する対象者は次のとおりとする。
- 一 すでに起訴されている障害者若しくは障害を持っていることが相当程度疑われる者（以下「障害者等」）であって、現に弁護人が選任されている者。
- 二 現に身柄が勾留されている捜査中の障害者等であって、起訴されることが相当程度見込まれる者
- 三 現に身柄が勾留されている捜査中の障害者等であって、勾留満期日（勾留の延長が相当程度見込まれる場合には、延長後の満期日）が関係機関から事務局に連絡のあった日から起算して七営業日より後の日である者（前号の場合を除く。）
- 四 その他、捜査の対象となっている障害者等であって、かつ、従前の生活環境・親族関係・経済状況等の諸事情に照らし、福祉的支援が必要であると支援チームが判断した者
- 2 前項各号に該当する場合であっても、予想される業務の量、被疑事実の性質、対象者若しくは同人の親族の性質等から、支援チームにおいて業務の実施が不相当と判断した場合には、第2条所定の業務の全部又は一部を行わないことがある。
- 3 事務局は、関係機関及び障害者等の親族から支援チームに対し業務の依頼があった場合には、支援チームに対して速やかに第1項該当性及び前項に係る判断を求めることとする。



要綱その3 (支援の受任)

- 1 支援チームは、第2条第1号及び第3号に係る業務を行うに当たり、あらかじめ作成された相談支援事業所名簿（以下「名簿」）の順に従い、第5条若しくは第6条規定の者に対する支援に係る業務について受任の可否を問い合わせることとする。
- 2 名簿に事業所を登録するためには、支援チームの定めた研修を当該事業所の少なくとも1人が履修しなければならない。
- 3 支援チームが名簿に登録された事業所を業務の依頼者に紹介するためには、前項の研修を履修した者が当該事業所において現に稼働していなければならない。
- 4 支援チームは、第2条第1号及び第3号に係る業務を受任した事業所に対して、業務の依頼者との間の契約、個人情報の取り扱い、更生支援計画の内容等について助言及び情報提供を行うとともに、当該事業所から求めのあったときは支援チーム若しくは事務局の同席するケース検討会議を開催するよう努めなければならない。
- 5 第1項の問合せに対し、名簿に登録された事業所がいずれも受任を拒否した場合には、支援チームが相当と判断した場合には限り、事務局が自ら接見、更生支援計画の作成、公判への出廷等の業務を行うことができる。

